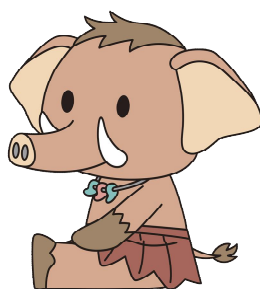


第 83 回国民スポーツ大会
第 28 回全国障害者スポーツ大会
みどり市準備委員会

第 1 回総会



みどモス



**JAPAN
GAMES**



日時：令和 8 年 3 月 12 日（木） 設立総会終了後

場所：みどり市役所 大間々庁舎 3 階 大会議室

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会
湯けむり国スポ・全スポ
ぐんま2029 83rd JAPAN GAMES
28th National Sports Festival
for People with a Disability

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会

みどり市準備委員会「第1回総会」 次第

日 時 令和8年3月12日(木) 設立総会終了後
場 所 みどり市大間々庁舎3階 大会議室

<第1回総会>

1 開会

2 議事

第1号議案 第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会
みどり市開催基本方針(案)・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2号議案 第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会
みどり市準備委員会 令和8年度事業計画(案)・・・・・・・・ 2

第3号議案 第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会
みどり市準備委員会 令和8年度収支予算(案)・・・・・・・・ 3

第4号議案 第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会
みどり市準備委員会 総会から常任委員会への委任事項(案)・・ 4

3 報告事項

(1) 第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会
みどり市準備委員会事務局規程について・・・・・・・・ 5 ～ 8

4 その他

5 閉会

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会

みどり市開催基本方針（案）

1 基本方針

令和11年に開催の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会は、みどり市の掲げる将来像「輝くひと輝くみどり 豊かな生活創造都市」の実現を目指すとともに、本市の多彩な魅力を発信し、訪れる全ての方々に満足していただけるよう、市民の総力を結集し、みどり市ならではの特色ある大会とします。

開催にあたっては創意工夫により簡素化・効率化を図るとともに、単にスポーツの祭典に留めることなく、みどり市のスポーツ振興を図る絶好の機会と捉え、次世代を担う子どもたちに継承できるものとなるよう、大会終了後も見据えた持続的な取組を推進します。

また、大会を契機に市民一人ひとりが個々に合ったスタイルでスポーツの楽しみ方を発見し、体力向上や健康づくり、スポーツ文化の発展に寄与するとともに、交流人口拡大を図ることで、スポーツを通じた地域活性化につながる大会を目指します。

2 実施目標

(1) 市民がスポーツを「する」・「見る」・「支える」活動の促進を図る

多様な世代の誰もがスポーツを「する」・「見る」・「支える」活動に積極的に参画するきっかけとなる大会を目指します。

(2) 市民協働・総参加でつくる大会

市民の参加意識の高揚を図るため、大会を身近に感じてもらえるような情報発信や啓発活動を積極的に行います。また、県・市・関係団体等とも緊密に連携し、市民総参加の「オールみどり」で大会の成功を目指します。

(3) 地域スポーツの活性化と子どもたちがみどり市を誇りに思える大会

大会開催を契機として、地域における健康づくりや生きがいづくりなど、本市におけるスポーツの推進を一層図ります。また、子どもたちが、大会を通じてスポーツに親しみを持つとともに、みどり市を誇りに思えるような大会を目指します。

(4) みどり市のあらゆる魅力を全国に発信する大会

当市を訪れるすべての人々をおもてなしの心で温かく迎え、交流の輪を広げるとともに、豊かな自然環境や岩宿遺跡・富弘美術館をはじめとする歴史・文化など、みどり市の多彩な魅力を全国に発信します。

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会みどり市準備委員会
令和8年度事業計画（案）

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会みどり市準備委員会の令和8年度事業計画（案）は、次のとおりとし、円滑な準備業務に努める。

1 会議の開催

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会
 - ア 総務・企画専門委員会
 - イ 宿泊・衛生専門委員会
 - ウ 競技・式典専門委員会
 - エ 輸送・警備専門委員会

2 開催準備業務の推進

- (1) 各種基本計画の策定及び要項作成
- (2) 専門委員会の設置
- (3) 群馬県等からの各種調査への対応
- (4) 広報啓発活動の推進
- (5) その他、競技会の開催準備に係る事項の推進

3 関係機関及び競技団体との連絡調整

- (1) 県準備委員会との連絡調整
- (2) 競技団体及び共催市町村との連絡調整

4 先催市町村準備状況等の調査及び研究

- (1) 先催市町村準備状況（本大会、リハーサル大会等）の聞き取り、情報収集等

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会みどり市準備委員会
令和8年度収支予算書（案）

(収入)

(単位：円)

科 目	当 初 予 算 額	説 明
1 みどり市交付金	2,556,020	
合 計	2,556,020	

(支出)

(単位：円)

科 目	当 初 予 算 額	説 明
1 報償費	60,000	競技体験教室講師報償費
2 旅費	779,440	先催県視察旅費、宿泊費
3 消耗品費	43,230	事務用品等
4 備品購入費	203,940	競技体験教室開催用備品
5 食糧費	14,400	会議用お茶
6 通信運搬費	13,750	各種通知郵送
7 委託費	238,800	広報啓発物品作成業務委託
8 印刷製本費	1,012,000	各種広報啓発物品作成
9 使用料及び賃借料	172,860	高速道路使用料
10 手数料	17,600	通帳発行手数料、振込手数料
合 計	2,556,020	

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会

みどり市準備委員会総会から常任委員会への委任事項（案）

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会みどり市準備委員会会則第11条第4項第5号の規定に基づく常任委員会への委任事項は次のとおりとする。

- 1 開催準備の推進総合計画の策定及び進行管理に関すること
- 2 総務、企画、広報、市民協働、歓迎、おもてなし、財務に関すること
- 3 宿泊、観光、医事、衛生に関すること
- 4 競技、式典、施設に関すること
- 5 輸送、交通、駐車場、警備、消防防災に関すること
- 6 その他会務に必要な事項に関すること

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会

みどり市準備委員会事務局規程

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会みどり市準備委員会会則（以下「会則」という。）第 16 条第 2 項の規定に基づき、第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会みどり市準備委員会（以下「準備委員会」という。）の事務局の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 準備委員会の事務局（以下「事務局」という。）は、みどり市保健福祉部健康づくり局スポーツ振興課に置く。

(業務)

第 3 条 事務局の所掌事務は、別表第 1 のとおりとする。

(職員)

第 4 条 事務局に別表第 2 の左欄に掲げる職員を置き、同表右欄に掲げるみどり市職員をもって充てる。

(職務)

第 5 条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括し、職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、または事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 事務局職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(服務)

第 6 条 職員の服務については、みどり市職員服務規程（平成 18 年 3 月 27 日訓令第 26 号）の例による。

第 2 章 決裁

(決裁事項)

第 7 条 会長の決裁事項は、次のとおりとする。

- (1) 総会及び常任委員会の招集に関すること。
- (2) 総会及び常任委員会に付すべき事項に関すること。
- (3) 準備委員会の委員等の委嘱に関すること。
- (4) 準備委員会の規程等の制定改廃に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に重要または異例であると認められる事項に関すること。

(専決事項)

第 8 条 事務局長及び事務局次長は、別表第 3 に掲げる事項を専決するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特に重要または異例であると認められる事項については、会長の決裁を受けなければならない。

(代決)

第 9 条 会長が不在のときは、会長があらかじめ指名した副会長が代決する。

2 事務局長が不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。

第3章 文書の取扱い

(文書の記号番号等)

第10条 文書には、「国全み準委」の記号及び会計年度による一連番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書については、これを省略することができる。

2 決裁文書には、次の各号に掲げる決裁区分を表示しなければならない。

(1) 会長の決裁を受けるもの 会長

(2) 事務局長の専決を受けるもの 局長

(3) 事務局次長の専決を受けるもの 次長

(文書の保存)

第11条 完結した文書は、事務局において編さんし、事務局次長が別に定める期間保存しなければならない。

2 会則第20条の規定により、準備委員会が解散したときは、保存文書をみどり市へ引き継ぐものとする。

(準用)

第12条 この章に定めるもののほか、文書の取扱いについては、みどり市文書管理規程（平成18年3月27日訓令第7号）の例による。

第4章 公印

(公印)

第13条 準備委員会の公印は、別表第4のとおりとする。

2 前項の公印は、事務局次長が管理する。

(準用)

第14条 この章に定めるもののほか、公印の取扱いについては、みどり市公印規程（平成18年みどり市訓令第8号）の例による。

第5章 財務

(旅費及び費用弁償)

第15条 職員の旅費の額及びその支給方法については、みどり市職員等の旅費に関する条例（令和7年3月24日条例第6号）及びみどり市職員等の旅費支給規則（平成18年3月27日規則第38号）の例による。

2 準備委員会の委員等が、会務のため旅行したときは、その旅費について費用弁償することができる。この場合において、費用弁償の額及びその支給方法については、前項の例による。ただし、本会の会議の出席に要する経費については、支給の対象とはしない。

(予算)

第16条 事務局長は、会長の指示に基づき、毎会計年度予算を編成するものとする。

2 事務局長は、予算の議決後に生じた理由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、会長の

指示に基づき、補正予算を編成するものとする。

(決算)

第17条 事務局長は、毎会計年度終了後、決算を速やかに調整し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

2 会則第18条の規定により監査を受けるときは、収支決算書その他の証拠書類を監事に提出しなければならない。

(出納員)

第18条 事務局に出納その他の会計処理をさせるため、出納員を置く。

2 出納員は、事務局次長をもって充てる。

(金融機関の指定)

第19条 現金の出納は、事務局長が別に指定する金融機関を通じて行うものとする。

(準用)

第20条 この章に定めるもののほか、予算、決算、契約、収入、支出その他の財務に関する事項については、みどり市財務規則（平成18年3月27日規則第39号）及びみどり市契約規則（平成18年3月27日規則第49号）の例による。

第6章 補則

(委任)

第21条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長の承認を得て事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、令和8年3月12日から施行する。

別表第1（第3条関係）

所 掌 事 項
(1) 準備委員会の組織、人事、服務等に関すること (2) 総会及び専門委員会の開催運営に関すること (3) 準備委員会の事業計画及び事業報告に関すること (4) 準備委員会の予算及び決算に関すること (5) その他、準備委員会の運営に関し必要な事項に関すること

別表第2（第4条関係）

事務局長	保健福祉部長
事務局次長	保健福祉部 健康づくり局 スポーツ振興課長
事務局員	保健福祉部 健康づくり局 スポーツ振興課 国スポ準備係員

別表第3（第8条関係）

事 項	事務局長	事務局次長
(1) 申請、届出、通知、照会、回答、報告等に関すること	重要なもの	軽易なもの
(2) 事務の分担に関すること		○
(3) 旅行の命令に関すること	委員等、事務局次長	事務局職員、会計年度任用職員等
(4) 予算の執行に関すること	100万円以上500万円未満のもの	100万円未満のもの
(5) 予算の流用に関すること	重要なもの	軽易なもの
(6) その他	前各号に掲げるもののほか、これらに類するものと認められる事項に関するもの	前各号に掲げるもののほか、これらに類するものと認められる事項に関するもの

別表第4（第13条関係）

名称	大きさ	書体	使用範囲	管理者
第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会みどり市準備委員会会長之印	方24mm	れい書	会長名をもって する文書	事務局長